

学校園における働き方改革にご理解・ご協力ください

教員の時間外勤務の状況について

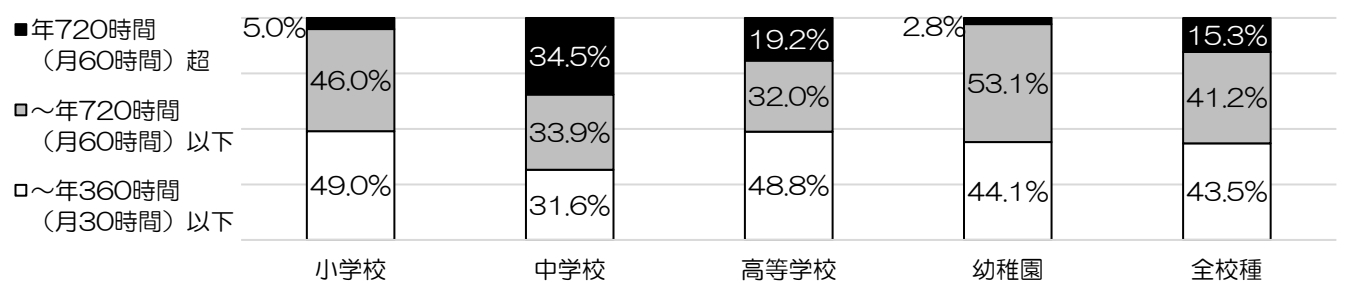
- 本市の教員の時間外勤務時間（勤務時間を超えて在校している時間）は、平成30年度の平均で年間約439時間（月平均約37時間）となっており、年間360時間（月平均30時間）を超えている教員が約57%、年間720時間（月平均60時間）を超えている教員が約15%もいます。
- 教員の長時間勤務の解消により教員が子どもたち一人ひとりに寄り添うための時間を確保できる環境をつくるため、保護者・地域のみなさまにも、教員の長時間勤務の実態についてご理解いただくとともに、学校園における働き方改革にご協力をお願いいたします。

【校種別の内訳】

	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	全校種
年平均	約367時間	約576時間	約454時間	約373時間	約439時間
月平均	約31時間	約48時間	約38時間	約31時間	約37時間

※国が示した上限の目安である年360時間を全ての校種が上回っています。
※法律の規定により、教員は時間外勤務を行っても、超過勤務手当は支給されません。

【時間外勤務時間の分布】



教員の勤務時間について

- 教員の勤務時間は、通常、午前8時30分から午後5時までです。

これまでの主な取組について

- 全ての小中学校において平日の午後6時（小学校）・午後6時半（中学校）以降や、休日の電話について、音声ガイダンスによる対応を導入しています。
- 8月15日前後や年末年始などにおいて、学校閉庁日（教職員が一斉に休暇を取得し学校に勤務しない日）の設定を行っています。
- 平成30年に「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」を改訂し、中学校・高等学校における部活動について、週当たり2日以上以上の休養日を設ける、1日の活動時間は平日2時間程度・休業日は3時間程度とする、といった取組を行っています。

学校園における働き方改革推進プランを策定しました

- 教員の長時間勤務解消のため、速やかに取り組むことができることなどをまとめた「学校園における働き方改革推進プラン」を策定しました。
- 今後、教育委員会や各学校園において様々な取組を進めて参ります。

学校園における働き方改革にご理解・ご協力ください

- これまでに、保護者・地域のみなさまのご理解・ご協力のもと、次のような取組を行っている学校園があります。これらの取組をはじめ、学校園の働き方改革にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。
- 教員が地域行事に参加する際の時間や人数の見直し
- 家庭訪問の希望制の導入や時間の見直し
- 学校行事の見直し（運動会の半日開催や泊行事の日数の見直し など） など

教員の長時間勤務を解消することを通じて、教員が子どもたちの前で

生き生きと働くことができるよう、今後も引き続き教員の長時間勤務の

要因を分析し、その解消策について検討して参ります。

保護者・地域のみなさまにも、ご理解・ご協力をお願いいたします。